従業員各位

マイナンバー（個人番号）の提供について

2015年　　月　　日

総務部

この度、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の施行により、行政機関等に提出する源泉徴収票や社会保険関係の書類等に、従業員、配偶者及び扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載することが義務付けられました。また、事業者がマイナンバーの提供を受ける際には、本人確認を行うことも義務付けられました。

そのため、従業員各位は、以下の利用目的を確認した上で、自身のマイナンバーと、控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーを記載した「**扶養控除等（異動）申告書**」および「**本人確認のための添付書類**」に所属長に提供してください。

個人番号の利用目的

当社は、当社の従業員（役員等を含む）から収集した、従業員、その配偶者及び扶養親族等の個人番号を、以下の目的で利用します。

①源泉徴収票作成事務

②健康保険・厚生年金保険届出事務

　…そのほか該当する事務すべてを記載する

この利用目的は、従業員各位が、個人番号を当社に提供することになる配偶者、扶養親族等に伝えてください。

**本人確認書類の添付について**

本人確認のための添付書類は、次の２つです。詳細は別紙を参照してください。

１．番号確認の書類（マイナンバー通知カードなど）

２．身元（実在）確認の書類（免許証などの身分証明書）

**配偶者・扶養親族の本人確認について**

扶養控除等（異動）申告書に配偶者・扶養親族の記載がある場合は、その家族の本人確認が必要です。

従業員各位が次に示す通りに、家族の本人確認を行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 番号確認 | 「別紙①番号確認の書類」で確認してください |
| ２ | 身元（実在）確認 | 知覚する（見る）こと等により本人であることが明らかである場合は省略して構いません。知覚することができない場合には、「別紙②身元（実在）確認の書類」で確認してください。 |

マイナンバーは、行政機関に提出する書類に記載することが義務付けられていますので、必ず提供するようにしてください。また、今後個人番号が変更された場合には、速やかに総務部に知らせてください。

（別紙）

①番号確認の書類

以下の書類のうち、いずれか１つ

|  |
| --- |
| □個人番号カード（表面・裏面）□通知カード□住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（ただし、個人番号が記載されているものに限る） |

②身元（実在）確認の書類

以下の書類のうち、いずれか１つ

|  |  |
| --- | --- |
| □個人番号カード（表面・裏面）□運転免許証□運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日移行のものに限る）□パスポート□身体障害者手帳□精神障害者保健福祉手帳□療育手帳□在留カード□特別永住者証明書 | － |
| □写真付き学生証□写真付き身分証明書□写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理差技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証明証（警備員に関する検定の合格証）等） | 氏名および生年月日または住所（以下「個人識別事項」という）が記載されているもので、提出時において有効なものに限る |
| □税理士証票 | 提出時において有効なものに限る |
| □戦傷病者手帳 | 提出時において有効なものに限る |

上記書類の提出が困難な場合は、以下の書類のうち、２つ以上の書類

|  |  |
| --- | --- |
| □国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証□健康保険日雇特例被保険者手帳□国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証□私立学校教職員共済制度の加入者証□国民年金手帳□自動扶養手当証書□特別児童扶養手当証書 | － |
| □学生証（写真なし）□身分証明書（写真なし）□社員証（写真なし）□資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等） | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限る |
| □国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収証 | 領収日付の押印または発行年月日および個人識別事項が記載されているもので、提出時において領収日付または発行年月日が６ヶ月以内のものに限る |
| □印鑑登録証明書□戸籍の附票の写し（謄本もしくは抄本も可）□住民票の写し□住民票記録事項証明書□母子健康手帳 | 個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものまたは発行もしくは発給された日から６ヶ月以内のものに限る |
| □源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）□支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）□特定口座年間取引報告書 | 個人識別事項が記載されているものに限る |

以上